

申立ての内容を問わず必要な資料（共有・管理非訟規則※15条、10条、11条等）	
<input type="checkbox"/> 管理不全土地・建物管理命令の対象となるべき土地・建物（以下「対象土地・建物」という。）の登記事項証明書（共有・管理非訟規則15条、10条） <input type="checkbox"/> 対象土地に関し、不動産登記法14条1項の地図又は同条4項の地図に準ずる図面の写し（共有・管理非訟規則15条、11条1項1号） <input type="checkbox"/> 対象土地・建物の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面（同15条、11条1項2号、2項） <input type="checkbox"/> 【申立人が対象土地・建物の現況の調査の結果又は評価を記載した文書を保有するとき】その文章（同15条、11条1項3号、2項） <input type="checkbox"/> 【対象土地・建物が登記されていない場合（同15条、11条1項4号、2項）】 <input type="checkbox"/> （土地）不動産登記令第2条第2号に規定する土地所在図及び同条3号に規定する地積測量図 <input type="checkbox"/> （建物）不動産登記令第2条第5号に規定する建物図面及び同条6号に規定する各階平面図 <input type="checkbox"/> 法定代理人（代表者）がいる場合の登記事項証明書（申立人、対象土地・建物所有者が法人等のときはその代表権を証するもの）（非訟事件手続規則（以下「非訟規則」）12条、民事訴訟規則14条、15条） <input type="checkbox"/> 手続代理人がいる場合の委任状（非訟規則16条）	
申立てを理由づける事実に関する資料（共有・管理非訟規則2条）	
①申立人が利害関係人に該当すること <input type="checkbox"/> 申立人が対象土地・建物の隣地や近隣土地・建物の所有者であれば、対象土地・建物との位置関係を証する資料（その登記事項証明書、住民票、隣地又は近隣土地の不動産登記法14条1項の地図及び建物所在図など） <input type="checkbox"/> 対象土地・建物の写真撮影報告書（申立人が対象土地・建物について利害関係を有することを示すもの） <input type="checkbox"/> 対象土地・建物の管理に関し申立人が権利関係を有する場合、その存在を疎明する資料（賃貸借契約書など） <input type="checkbox"/> 申立人の陳述書	
②管理命令の必要があると認められること <input type="checkbox"/> 管理が必要であることを示す資料（対象土地・建物の写真撮影報告書、専門家の意見書、申立人の陳述書など） <input type="checkbox"/> 管理人の業務に必要な費用（伐採費用、処分費用等）の見積書（業者作成のもので、内訳がわかるものが望ましい） <input type="checkbox"/> その他、管理人の業務に資すると思われる資料（業者に依頼する作業の工程表など）	
③対象土地・建物の所有者に関する資料 <input type="checkbox"/> 対象土地・建物所有者の住民票又は戸籍の附票（対象土地・建物の所有者が法人の場合、代表者の住民票など） <input type="checkbox"/> 対象土地・建物所有者と申立て前に接触・交渉した経緯がある場合、その概要を明らかにする陳述書など	
手続の円滑な進行を図るために必要な資料（共有・管理非訟規則2条）	
<input type="checkbox"/> 【申立てが土地のみ又は建物みの場合】 <input type="checkbox"/> 【建物みの場合】対象土地の底地の登記事項証明書、敷地利用権に関する書面（賃貸借契約書など）（申立人が所持する場合） <input type="checkbox"/> 【土地みの場合で、土地上に建物がある場合】建物の登記事項証明書、敷地利用権に関する書面（賃貸借契約書など）（申立人が所持する場合）	
その他	
<p>この一覧表は、法令上必要とされる資料や典型的な事案について一般的に必要と考えられる資料を挙げています。これら以外にも、事案に応じて、裁判所が、申立てを理由づける事実に関する資料や手続の円滑な進行を図るために必要な資料に該当すると判断する資料の提出をお願いすることがあります。</p>	

★ 添付資料として複数回挙げられているもの（陳述書や写真撮影報告書など）については、一通にまとめて作成していただくことで差支えありません。